

暮らしの安全知っ得情報

運転する際は注意して

夏の交通安全運動

7月10日(土)～19日(月)は夏の交通安全運動期間です。

重点目標は次の通りです。

- 子どもと高齢者の安全確保
- 自転車の安全利用の推進
- ゼブラ・ストップ(横断歩行者保護)の徹底
- 飲酒運転の根絶

ドライバーの義務

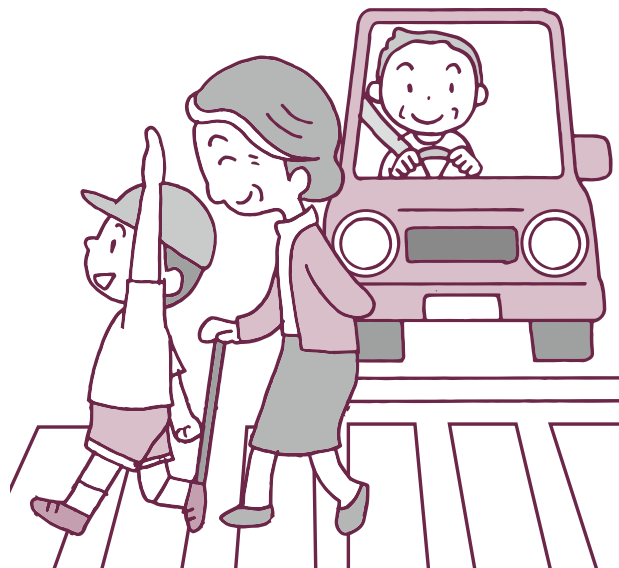
車両には交差点の安全進行義務があります。交差点に入るときは次の点に注意しましょう。

- 早めに車線変更を行う
- 無理なタイミングで進入しない
- 安全な速度で進行する
- 歩行者やほかの車両の状況など、周囲をよく確認する
- 右折は安全なタイミングで行う

横断歩道では歩行者が優先

横断歩道に接近する場合は、停止線の直前で止まることができず速度で進行し、渡ろうとしている歩行者がいるときは一時停止しましょう。特に交差点で右折や左折をするときは、歩行者が後ろから来る場合がありますので、前後の状況をよく確認して安全に進行しましょう。

※くわしくは交通防犯課(☎20-1527)へ。



消費生活相談Q&A

賃貸住宅物件の申込金は返してもらえるの？

Q 不動産業者から賃貸住宅物件の順番を確保するために、申込金として3万円が必要と言われたので支払いました。その後、条件の良い物件が見つかったのでキャンセルを申し出ましたが、申込金は返還出来ないとされました。領収書には金額のみでただし書きには何も記載がありません。申込金は返還してもらえますか。

A 本来であれば、契約前にお金を支払う義務はありませんが、契約前に入居の意思を示すことや物件の順番を確保するために、申込金(申込証拠金、預り金)を求められることがあります。申し込みを撤回した場合には、不動産業者はこの申込金を返還する義務があります(宅建業法47条の2第3項)。しかし、トラブルを避けるためにも、契約前に申込金の支払いは避けた方が良いでしょう。もし、支払う場合でも、領収書ではなく、返還についてのただし書きを記した、日付入りの預り証を受け取りましょう。また、契約の成立時には、その証として

申込金と手付金の違い

	申込金(契約成立前)	手付金(契約成立後)
いつ何のために	申込時に順番を確保するために支払う	契約時に契約の意思を表すために支払う
誰に	不動産業者	貸主
契約が成立したら	手付金の一部として充当される場合が多い※	契約金の一部になる
キャンセルしたら	返還される	手付解除となり返還されない場合が多い

※返還される預り金を借主が希望して手付金の一部に充当する

手付金を支払うことがあります。申込金と手付金の性質の違いを理解して取引しましょう。

不安に思った場合やトラブルになったら消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。

国民健康保険

保険証・納税通知書を発送します

国民健康保険証の一斉更新

保険証を8月1日(日)に一斉更新します。新しい保険証は7月中に簡易書留で発送します。配達時に不在の場合は「郵便物等ご不在連絡票」が投函され、保険証は郵便局で1週間保管されます。保管期間が過ぎた後は保険年金課で保管しますので、官公署が発行している顔写真付きの本人確認ができる物を持って受け取りに来てください。

なお、保険証の有効期限は最長で令和4年7月31日ですが、同じ世帯でも有効期限が異なる場合がありますので注意してください。

納税通知書・税額決定通知書を発送

納付書や口座振替で納付している世帯主には、納税通知書を7月15日(木)に発送します。年金から直接引き落とす特別徴収で納付している世帯主には、税額決定通知書を7月21日(水)に送付します。

マイナンバーカードの保険証利用

マイナンバーカードをマイナポータルで登録すると、保険証として使用できるようになります。なお、現在はプレ運用中のため、保険証利用に対応している医療機関などを受診する場合でも、保険証などの持参が必要です(令和3年中に本格運用開始予定)。詳細は、厚生労働省ホームページ(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html)、マイナンバーカードの申請方法などについてはマイナンバー総合サイト(<https://www.kojinbangou-card.go.jp>)で確認してください。

課税限度額の変更

国民健康保険税の基礎課税分の限度額が61万円から63万円に、介護納付金課税分が16万円から17万円に変更となり、合計の課税限度額は99万円になります。後期高齢者支援金等課税分については変更はありません。

くわしくは納税通知書・税額決定通知書に同封の「お知らせ」で確認してください。

国民健康保険税の減額

前年中の所得が一定額以下の世帯に、均等割額と平等割額の減額制度があります。

- 7割減額…前年中の合計所得(世帯主と加入世帯員全員の所得)が、43万円+10万円×(給与所得者などの数-1)で算出した額以下の世帯
- 5割減額…前年中の合計所得が、43万円+28万5,000円×加入世帯員数+10万円×(給与所得者などの数-1)で算出した額以下の世帯
- 2割減額…前年中の合計所得が、43万円+52万円×加入世帯員数+10万円×(給与所得者などの数-1)で算出した額以下の世帯

災害などの特別な事情により生活が著しく困難なときは、分割納付や減免を受けられる場合があります。

なお、世帯主と加入世帯員(所得申告を要する人)全員が、住民税などの所得申告をしていない場合は、減額制度の適用を受けることができませんので、速やかに申告してください。

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)、納付については納税課(☎20-1519)へ。

国民年金保険料の免除制度

納付が困難な場合は申請を

令和3年度の国民年金保険料は月額1万6,610円です。将来年金を受け取るためには、保険料を一定期間きちんと納める必要があります。しかし、失業や災害などの経済的な理由で納付が困難な場合は、申請することで保険料の全額免除や一部免除などを受けることができます。

申請は保険料の納付期限から2年以内であれば行うことができます。ただし、本人・配偶者・世帯主の前年の所得が、それぞれ一定額以下であることが必要です。

免除申請を受けた場合は、本来払うべき保険料の一部を国が負担することになるため、受け取る年金額の計算に算入されません。

保険料の免除や猶予を受けず、未納のまま放置すると、将来の年金やいざというときの障害年金、遺族年金などが受けられ

ない場合があります。また、一部免除制度を利用しても、納めるべき保険料の一部に未納があればその期間は無効となり、受給資格期間と年金額に算入されませんのでご注意ください。

そのほかの免除制度

- 納付猶予制度…50歳未満の人が対象(本人・配偶者の所得審査あり。年金額を計算する際には、この期間は算入されません)
- 学生納付特例制度…学生が対象(所得審査あり。年金額を計算する際には、この期間は算入されません)
- 法定免除…障害年金や生活保護を受けている人が対象(年金額を計算する際には、国の負担に相当する額が算入されません)
- 産前産後免除…産前産後の人が対象(年金額を算出する際には、対象期間の保険料を納付したものととして算入されます)

※くわしくは、ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)へ。